行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する 法律(マイナンバー法)に基づく情報連携の対象となっていない給付を 受ける自立支援医療受給者に係る自立支援医療費の支給認定事務の取 扱いについて

第1 趣旨

支給認定時における自治体の事務負担を軽減する観点から、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「マイナンバー法」という。)第19条第7号の規定に基づく情報照会及び同法第22条第1項の規定に基づく情報提供(以下「情報連携」という。)の対象となっていない給付を受ける自立支援医療受給者について、「自立支援医療費の支給認定について」に基づく取扱いに加え、本取扱いを参考に支給認定事務の実施を図ることとする。

第2 定義

1 本取扱いの対象となる給付

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第54条に規定する給付であって、本取扱い通知の発出時点で情報連携の対象となっていない給付(別添2「公用照会先一覧」参照)

2 本取扱いの対象者

市町村民税世帯非課税者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第35条第1項第3号に規定する市町村民税世帯非課税者をいう。以下同じ。)のうち、上記1の給付を受けている者であって、申請時に当該給付による収入状況を確認できる資料の添付がない者

なお、申請手続の過程で、申請者から当該給付による収入状況を確認できる資料の提出があった場合は、本取扱いによらず、従前どおり「自立支援医療費の支給認定について」に基づき事務を行うこととして差し支えない。

3 障害年金等支給機関

上記1の給付を支給する機関(別添2「公用照会先一覧」参照)

- 第3 本取扱いによる支給認定事務の流れ
 - 1 支給認定の申請者に係る確認

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第58条第1項に基づく支給認定(以下「支給認定」という。)の申請を受けた場合において、当該申請者が本取扱いの対象者にあたるかどうかを確認することとする。

具体的な確認方法については、別添1「フロー図」を参照すること(※1)

※1 別添1「フロー図」における(確認項目)①から③までについては、現行の「自立支援医療費の支給認定について」において既に確認を行うこととしている内容であり、これに加え、本取扱いにより、(確認項目)④及び⑤についても、新たに確認することとなる。

2 障害年金等支給機関に対する照会

上記1による確認の結果、支給認定の申請者が本取扱いの対象者である場合は、別添3「公用照会様式」中の当該申請者が受給する給付に対応する様式を用いて、当該給付を支給する障害年金等支給機関に対し、当該申請者に係る支給額の照会を行うこととする。(※2及び※3)

- ※2 照会に当たっては、別添3「公用照会様式」中の「自立支援医療 受給者の基本情報及び照会対象となる年金情報」の「住所」、「フリ ガナ」、「氏名」、「生年月日」及び「照会対象期間」欄等を記入する こと。なお、別添3「公用照会様式」はあくまで参考様式であり、 障害年金等支給機関とも調整の上、適宜修正を加えて差し支えない。
- ※3 照会を行ってから障害年金等支給機関より回答を得るまでの間は、 2週間程度の期間を要することが想定されるため、当該期間を考慮 の上、支給認定事務が可能な限り遅滞なく行われるよう留意された い。

第4 その他

マイナンバー法等関係法令の見直し等により、新たに情報連携の対象となる給付が追加される場合は、当該給付を受ける自立支援医療受給者については、本取扱いによらず、原則どおり、情報連携を活用した支給認定事務を行うこととする。

<フロ一図>

(確認項目)

